

スタートアップ創出・成長支援プログラム業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技終了後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 件名

スタートアップ創出・成長支援プログラム業務委託仕様書

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

3 目的

本県では、イノベーション創出拠点「渋沢MIX」をさいたま新都心駅前に開設予定である。渋沢MIXでは、「オープンイノベーションの創出・促進」「スタートアップの創出・成長支援」「イノベーションを担う人材の育成」の3つのコンセプトを掲げ、様々な企業や人の出会い・交流を促し、化学反応を起こしてイノベーションを創出することで、県内経済の活性化を図っていく。

本事業は、上記コンセプトのうち、「スタートアップの創出・成長支援」に基づき、新たなスタートアップの創出や事業成長を後押しするプログラムを実施することで、県内から多数の有望なスタートアップの輩出を目指すものである。

プログラムの実施に当たっては、本県が有するポテンシャルを活かしながら、スタートアップの育成を牽引する意欲的な人材を県内外から引き付ける。

また、起業家や新規事業創出に取り組む人材を資金面で後押しする投資家やベンチャーキャピタル、金融機関のほか、財務や法律といった専門分野で相談に応じる指導者・協力者（メンター）なども含めた、本県独自の総合的なスタートアップ支援の環境づくりを行う。

さらに、令和7年度は、渋沢MIXの開設年度に当たることから、渋沢MIXの大々的なPRを行うなど認知度の向上を図ることで、今後の渋沢MIXの利用者や支援者、プログラム参加者などの増加につなげる。

これらの目的達成に向け、スタートアップ支援に関する幅広い知識と経験、専門性やネットワーク等を持つ民間事業者から広く企画提案を募集することとする。

4 事業の概要

(1) 概要

スタートアップ*の成長ステージに合わせ、対象者を分けた次の2つのアクセラレーションプログラム(短期集中型の伴走支援)をそれぞれ実施する。

- ① シード期編（プレシード期も含む）
- ② アーリー期編

*これまでにない新たな商品やサービスの開発に果敢にチャレンジ

し、革新的なアイデアで大きな飛躍を目指す企業を想定

また、各プログラムは次の例を参考に、それぞれの参加者の成長ステージに合わせて適切な内容とすること。

<例>

- ア 基礎的な知識・スキル等を習得する集合型講座やワーク
- イ スタートアップ経営経験者、ベンチャーキャピタル、専門家等による定期的なメンタリング
- ウ 資金調達（資本政策）、人事（組織構築や人材確保、法務、知財など経営上の留意点などについての支援
- エ 成果発表会及びプレゼンテーション力向上支援
- オ 試作品等の製作支援、実証実験の実施支援
- カ 企業や研究機関、その他関係機関等との連携活動支援
- キ 資金調達活動支援
- ク ビジネスプランや製品・サービス等のブラッシュアップをめざした支援
- ケ 各種調査、関係者へのヒアリング等に向けた支援
- コ 支援金の有効活用に向けた支援
- サ その他参加者の事業推進に有益な支援

(2) 対象者

両プログラム（シード期編、アーリー期編）共通

革新的なアイデアや技術等を通じて、DXやサーキュラーエコノミーをはじめとする様々な社会課題の解決を目指しており、独自性や市場性、成長可能性が見込めるスタートアップ（起業予定者含む）を対象とする。なお、原則として、全てのプログラム内容に参加可能であること。

① シード期編

革新的な事業アイデアや技術等を有し、どのようなマーケットにフィットするか仮説・検証を行うフェーズにおいて、プログラム開始後概ね1年以内の起業を目指している者を主な対象とすることを想定している。その他、第二創業や事業承継、既存企業からのスピナウトを検討している者、起業直後のスタートアップなども対象とする。

なお、対象者は原則として以下のいずれかを満たす者を想定している。

- ア 埼玉県内に在住していること
- イ 埼玉県内での起業又は事業展開を目指していること
- ウ 埼玉県内に本店登記又は事業所等がある（予定も含む）こと

② アーリー期編

プロダクトマーケットフィットを目指し、複数のマーケットにプロダクトを投入して検証するフェーズにいるスタートアップ（起業後概ね5年以内）を主な対象とすることを想定している。

なお、対象者は原則として以下の全てを満たす者を想定している。

ア EXIT (IPO、M&A) を目指していること

イ 埼玉県内に本店登記又は事業所等がある（予定を含む）こと、又は埼玉県内で事業展開を目指していること

(3) 参加者（社）数

①シード期編

15 者程度

②アーリー期編

15 社程度

(4) スケジュール（想定）※両プログラム共通

時期	内容
6 月	参加者募集説明会
6 月～8 月	参加者募集、選考・決定
8 月～11 月	集中プログラム、伴走支援、中間成果発表会準備等
11 月	① 中間成果発表会（参加者全員）
11 月～3 月	・全参加者のフォローアップ ・②デモデイに向けた準備・支援 ・支援金の交付及びメンタリングチームでの伴走支援（アーリー期編のみ） ・起業家等との交流会の実施
3 月	② デモデイ（参加者のうち選抜された者）

※ 上記スケジュールはあくまで想定のため、必ずしもこのとおりでなくて差し支えないが、参加者の募集や支援が十分にできるよう、余裕を持ったスケジュールとすること。

(5) 実施場所

渋沢MI X（埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 4 丁目 262 番 18「ekism さいたま新都心」5 階）

※ 施設利用料は無料とする。

※ 渋沢MI X開設（令和 7 年夏頃）前に、実地で何か行う場合は、会場の手配や会場使用料は受託者の負担にて行うこと。

※ 上記（4）②デモデイについては、渋沢MI Xの PR を兼ねた大規模な両プログラム共通イベントとする。また、本イベントは、渋沢MI Xの別のプログラム（オープンイノベーションプログラムなど）のデモデイも併せて行う予定であることから、渋沢MI Xではなく、大人数（最低 100 名以上）の観覧者を収容できる別会場での実施を前提とすること。

5 業務内容

主に以下の業務について適切に実施すること。なお、詳細は県と協議の上、決定すること。

<両プログラム共通>

(1) 特設ホームページ (HP) の作成

本事業の効果的な周知等を行うための特設 HP を作成すること。HP にはプログラムの概要やスケジュール、参加者募集、成果発表会等に関する情報や申込フォーマット等を掲載・更新し、応募者や参加者等にとって利用しやすく魅力的なものとする。

また、プログラムの実施内容を逐次 HP に公開していくこと。

なお、作成の際には、渋沢 M I X 本体の HP との連携を考慮するとともに、必要に応じて県の情報システム担当部署や広報担当部署等が定める方針等に準じること。

(2) 参加者募集

ア 募集チラシの作成

(1) とデザインコンセプトを同じくするチラシを A 4 版サイズで作成し、県が校了の判断を行うまで校正すること。校了後、電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品すること。また、紙媒体でも作成し（各 3,000 部程度を想定）、効果的な周知が見込める各種施設・団体等と調整の上、送付等すること。

イ 参加者募集説明会の実施

募集の周知のために、本プログラムに関する説明会（オンライン可）をそれぞれ実施すること。

また、参加希望者が後で視聴できるよう、本説明会はアクセシビリティ対応（字幕設定、発言内容のテキスト化など）を行った上で、アーカイブ配信（県が指定する Web サイト上）すること。

ウ 参加申込書類のフォーマット作成

参加申込者の基本情報（氏名・連絡先等）をはじめ、参加者の審査・選定等に必要記載項目を盛り込むこと。また、参加申込者が作成しやすいツールを利用すること。

エ 広報

全国から優れたアイデアや技術等を持つ成長意欲の高いプログラム参加者を募るために、受託者が持つネットワークや各種広報手段を可能な限り活用し、関係機関等とも連携するなど、多くの応募を促す広報活動を実施すること。

また、必要に応じて県が行う広報の支援も行うこと。

オ 参加申込者受付・管理

参加申込はオンラインにて受け付けることとし、受託者にて申込フォームを作成すること。なお、参加申込者情報及び申込書類は厳重に管理するとともに、適宜参加申込者への連絡・情報共有を図ること。

(3) 問い合わせ窓口の設置

本プログラム専用のメールアドレス及び電話番号等を用意し、原則として、参加申込者や参加者からの全ての問い合わせ等に対応すること。

(4) プログラム参加者の審査及び選定

本事業の趣旨を踏まえ、明確な審査基準や審査方法等を定めるとともに、適切な審査員を設置し、公平な審査の上、参加者を決定すること。詳細は県との協議により最終決定する。審査実施後は参加申込者に対し速やかに採択の可否を連絡すること。

(5) プログラムの実施

参加者の期間中に取り組む目標を設定し、その達成に向けた適切な各プログラムを実施すること。

ア 実施期間・回数等

3～4か月程度の期間を定めて、期間中に参加者の事業推進に資する内容のプログラムを複数回実施すること。

なお、参加者が参加しやすいよう、開催日時等を工夫すること。

イ 実施場所

4(5)と同様

※ 原則として、実地開催とするが、必要に応じてオンライン開催も可能とする。

ウ 内容

- ・スタートアップの起業や事業成長に向けて必要となる実効性のある講義、ワーク、メンタリング、イベント等を提案の上、実施すること。
- ・講義等を行う場合は、講師からの一方的な講義にならないように、参加者と講師、又は参加者同士の活発なコミュニケーションが生まれるよう工夫すること。
- ・参加者が様々な価値観や考え方に触れられるよう、多様な講師やメンター等を用意すること。
- ・プログラム実施日以外にも、参加者からの相談、問い合わせ等に適宜対応し、適切な指導、助言、支援をすること。

エ アンケート調査の実施

各回参加者に対しアンケートを実施し、集計・分析を行った上で、結果を県に報告すること。また、アンケート結果を踏まえて、プログラム期間中に修正等可能なものについては、可能な限り対処すること。

(6) 中間成果発表会

本プログラムの中間成果報告として、全参加者を対象とした成果発表会を開催すること。(クローズなイベントを想定)

ア 実施時期

11月(想定)

イ 実施場所

4（5）と同様

※渋沢M I X以外での実施も可能とするが、その場合の会場の手配や会場使用料は受託者の負担とすること。

ウ 内容

単なる発表会で終わらないよう、各参加者の発表内容に対して、有識者等が講評やフィードバックを行い、参加者が新たなアイデアや気づき等を得て、更なる事業のブラッシュアップにつながる有意義なものとする。また、発表会後に有識者等との交流会を設けること。

エ 有識者等

各参加者が多様な意見や考え方を得られるよう、講評等を行う役割に適した人材を複数人確保すること（VC やスタートアップ起業経験者、スタートアップ支援関係者等を想定）。

オ デモデイ登壇者の選定

原則として、中間成果発表会の発表内容を基に、以下（8）デモデイの登壇者を選定することとする。選定の基準や方法等については受託者が提案し、県と協議の上、決定する。

カ 支援金交付対象者の選定（アーリー期編のみ）

以下、＜アーリー期編のみ＞「（1 1）支援金の交付（重要）」参照

（7）フォローアップ

各参加者の進捗に合わせて、適宜面談等を行い、目標達成に向けて適切な事業推進を支援すること。

なお、中間成果発表会後は、デモデイの登壇者以外にも適宜フォローアップを行うこと。

ア 実施方法

オンラインと対面を組み合わせる効果的に実施すること。対面で実施する場合、会場の手配等は受託者にて行うこと（渋沢M I Xの使用可）。

なお、その他県庁内や県関係施設等の使用も可能な場合がある。

イ 実施記録の作成

伴走支援の実施記録及び進捗確認表等を作成し、定期的に進捗状況を県に報告すること。

（8）デモデイ（最終成果発表会）の開催

県外からも注目を集める大規模な一般公開のイベントとし、登壇者の最終成果をはじめ、渋沢M I Xを広く効果的に周知する魅力的な内容となるよう工夫をすること。

登壇者は、（6）中間成果発表会の参加者等の中から、特に有望なビジネスプランや進捗状況を有するなどのふさわしい者を数名選抜するとともに、プレゼンの指導など登壇に向けた支援をすること。詳細は県と協議の上、決定すること。

なお、デモデイは本プログラムだけでなく、渋沢M I Xの別プログラムの

最終成果発表会等との合同イベントとすることを想定している。

ア 実施時期

3月（想定）

イ 実施場所

原則として、渋沢MI Xではなく、大人数（最低100名以上）の観覧者を収容可能な会場とすること。

※ 会場の手配や会場使用料等は受託者の負担とすること。

ウ 観覧者募集チラシの作成

A4版サイズで作成し、県が校了の判断を行うまで校正すること。校了後、電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品すること。また、紙媒体でも作成し（6,000部程度を想定）、効果的な周知が見込める各種施設・団体等と調整の上、送付すること。

エ 広報

渋沢MI Xや本プログラムを全国に周知し、多くの観覧者を集めるために、受託者が持つネットワークや各種広報手段を可能な限り活用し、関係機関等とも連携するなど、多くの申込みを促す広報活動を実施すること。また、必要に応じて県が行う広報の支援も行うこと。

特に、投資家、金融機関、事業会社、スタートアップ支援関係者、次期プログラム参加候補者等が集まるよう積極的な仕掛けを施すこと。

オ 観覧申込者受付・管理

観覧申込はオンラインにて受け付けることとし、受託者にて申込フォームを作成すること。なお、観覧申込者情報は厳重に管理するとともに、適宜、観覧申込者への連絡・情報共有を図ること。

カ アンケート調査の実施

観覧者に対しアンケート調査を実施し、集計・分析を行った上で結果を県に報告すること。

キ アーカイブ配信

興味のある方が後で視聴できるよう、アクセシビリティ対応（字幕設定、発言内容のテキスト化など）を行った上で、アーカイブ配信（県が指定するWebサイト上）すること。

ク その他

前述のとおり、本デモデイは渋沢MI Xの別プログラムの最終成果発表会等との合同イベント*とすることを想定しているが、原則として、イベント全体の運営に係る経費（会場使用料や備品代、チラシ作成費等の必要経費）は全て本委託費からの支出とする。

*全体で5～6時間のイベントを想定

(9) 実施報告書

ア 提出方法

実施報告書には、全体概要、参加者の事業進捗や写真、各アンケート結果等を盛り込み、電子データにて提出すること。

また、次年度以降に渋沢MI X等のHPからアーカイブとして参照でき

るよう、HP 公開用の実施報告（PDF 版など）も併せて作成すること。

イ 提出期限

令和8年3月27日（金）

（10）その他

ア 業務運営体制

受託者は、以下の業務を適切に実施できるよう、統括責任者及び必要な人員を配置すること。また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合は速やかに必要な措置を講ずること。

- ・本業務の運営管理及び県との連絡調整
- ・プログラム、イベント等の企画・運営
- ・本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- ・業務全体の進捗管理、報告
- ・その他本業務の運営上必要と認められる事項

イ スケジュール

契約後速やかに業務の進行スケジュール表を作成し、県の承認を得ること。また、スケジュール表に基づき、業務の進捗状況を適宜県に報告すること。

ウ 参加費

本プログラムへの参加費は全てにおいて無料とすること。

エ プログラム名称の提案

本プログラムの内容にふさわしいプログラム名称を提案し、県と協議の上、決定すること。

オ オンラインコミュニティの運営

渋沢M I Xでは Microsoft Teams を利用し、渋沢M I X事業の参加者への効率的な情報提供や参加者同士のコミュニケーション促進等のためのオンラインコミュニティを構築し、令和7年度から本格的に運用を開始する予定である。

については、原則として、上記プラットフォーム内に、本プログラム専用のチャンネル等を新たに開設し、オンラインでのコミュニティを運営すること。なお、運営に当たっては、渋沢M I X運営事業者と連携すること。

カ 他のプログラムや他の機関等との連携

本事業は渋沢M I Xで実施する事業の一環であることから、本事業単体で完結させるのではなく、必要に応じて、県が別途実施（予定も含む）しているプログラムやその他関係機関において実施しているスタートアップ・創業関連施策等と効果的な連携、接続が図れるよう事業内容を検討すること。

キ 渋沢M I X運営事業者等との連携・調整

本事業の実施に当たっては、会場（渋沢M I X）の確保やデモデイの開催等、渋沢M I Xの運営受託事業者や別プログラムの運営受託事業者と十分な連携や調整を図ること。

ク 本県におけるイノベーション創出エコシステムの構築

本県では、渋沢MIXをハブとした持続的なイノベーション創出のためのエコシステムの構築を目指している。

本プログラムの実施に当たっては、今後の本県のスタートアップ支援環境の醸成に資するような工夫をすること。

<アーリー期編のみ>

(11) 支援金の交付 (重要)

アーリー期編の参加者のうち、特に有望なビジネスプラン等を持つ者に対して、支援金を交付すること(支援金: 1社あたり最大100万円(税込)×5社を想定)。

支援金交付対象者は、原則として、(6) 中間成果発表会の発表内容を踏まえて選定することとする。選定基準や選定方法等の詳細は県と協議の上、決定する。

支援金は本プログラム期間中の事業推進に係る経費のみに活用できるとし、県と協議の上、対象経費等の詳細を定めること。

また、事前に交付対象者から支援金の使途に係る計画書等を提出させ、確認した上で、本事業終了までに受託者から参加者に直接支給すること。

なお、支援金は本委託金額に含めるものとする。

(12) メンタリングチームの組成・伴走支援

支援金交付対象者決定後速やかに、交付対象者には、業種・業態や課題に応じて参加者ごとに、1社1チームのメンタリングチームを組成し、支援金も活用しながら、目標達成に向けた徹底的な伴走支援を行う。

なお、支援金未交付者に対しても、定期的なメンタリング等、適宜必要なフォローを行う。

(13) 著名な起業家等との交流会の開催

著名な起業家等との交流会を実施し、普段なかなか聞くことのできない貴重な話やアドバイスを受けることで、参加者のモチベーション向上につなげること。(シード期編の参加者も含めること)

なお、本交流会は、単独開催、又は(8)デモデイと併せて実施しても差し支えない。

6 留意事項

- (1) 受託者は県と十分協議を行いながら、県の意図について熟知の上、業務に着手し、適切な体制により効率的な業務推進に努めること。業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、県の指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務の全て、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、県が事前に指定したものを除き、原則として全て本委託費から負担するものとする。
- (6) 本業務の実施における危機管理体制については、本業務開始時に県へ報告すること。なお、事故が発生したときは、速やかにその状況を県に報告するとともに、県の指示に従い適切に対応すること。
- (7) プログラム内で使用する資料、チラシ及び実施報告書等の各種資料、ホームページ等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。委託業務により得られた成果品に係る著作権については、埼玉県に帰属するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。
- (8) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及び肖像権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (9) 受託者は関係法令等を十分遵守し、業務を遂行すること。また、本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為をしないこと。
- (10) 受託者が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うこととする。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者が提出した企画提案書等に記載されている事項についても、誠実に履行すること。
- (12) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

7 問合せ先

埼玉県産業労働部 産業支援課 創業支援担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 4階

電話：048-830-3908 E-Mail：a3770-21@pref.saitama.lg.jp

※令和7年度以降は、担当名や電話番号が変更となる可能性あり